

「福祉・介護職員特定処遇改善加算」および「介護職員等特定処遇改善加算」にかかる
情報公開（見える化要件）

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、国により制度が開始されるごとに法人として対応を図ってきました。令和元年 10 月の障害福祉サービス等報酬改定および介護報酬改定において「特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

加算算定の要件の一つである「見える化要件」に基づき加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する取組状況について、以下のとおり公表いたします。

1.加算取得状況

○福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰおよび福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

障害者支援施設 航（生活介護・施設入所支援・短期入所）、手織り工房 コパン（生活介護）、りんごの森（生活介護）、LaVarietta（生活介護・就労継続支援B型）、グループホーム12か所（共同生活援助）

ケステーション心海（行動援護）：特定処遇改善加算はⅡ

○介護職員処遇改善加算Ⅰおよび介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

横浜市釜利谷地域ケアプラザ（通所介護、総合事業）、横浜市柳町地域ケアプラザ（通所介護、総合事業、認知症対応型通所介護）、認知症対応型通所介護やまゆり

2.賃金改善以外の処遇改善の取組

項目	法人の取組
入職促進に向けた取組	○他産業からの転職者や未経験者の採用等、幅広い採用の実施 ○職業体験の受入れ
資質の向上	○働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す職員に対する助成や喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、認知症ケア研修等の受講支援 ○上位者による定期的な面談の機会の確保
両立支援	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための制度の充実 ・産前・産後休暇（有給） ・育児短時間勤務の延長（必要な場合、子が小学校2年の始期に達するまで） ・子の看護休暇および介護休暇（一部を有給） ○非正規職員から正規職員への転換 ○産業医面談の積極的な活用
腰痛を含む心身の健康管理	○身体の負担軽減のための介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ○事故等の対応マニュアルの整備
生産性向上のための業務改善の取組	○高齢者の活躍（掃除等介護業務以外の業務）
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等により勤務環境や支援内容の改善の実施、利用者やその家族からの謝意等の情報の共有化